

平成25年度 税制改正等に関する要望と政府税制改正大綱の結果

(社)全日本トラック協会

要 望 事 項	政府税制改正大綱の結果
<p>「重点要望事項」</p> <p>1. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現</p> <p>(1) 一般財源化により課税根拠を失った軽油引取税について少なくとも旧暫定税率の廃止</p> <p>(2) 燃料価格高騰時の軽油引取税の課税停止措置(トリガー条項)の凍結解除</p> <p>(3) 自動車取得税の廃止</p> <p>(4) 自動車重量税の廃止</p> <p>2. 消費税引上げに伴う燃料課税の軽減及び価格転嫁策の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の税制改正の議論においては車体課税が主となり、燃料課税については代替財源の問題等非常に難しい状況であり、要望は受け入れられなかった。 ・ 同上 <p>平成26年度税制改正で具体的結論を得るが、次の方向で抜本的改革を行う。</p> <p>二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車取得税は二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止するとされた。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化するとされた。 ・ 必要な財源は、別途措置する。 <p>平成26年度税制改正で具体的結論を得ることとし、以下の方向で見直しを行うが、廃止はしない。</p> <p>燃費性能、環境性能等に応じた軽減、課税を検討、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税8%段階では、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能、環境性能等に応じて軽減、課税を検討するとされた。 ・ 自動車重量税の税収については、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行うこととされた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の税率引上げにあたっては、力のある事業者による転嫁拒否、実質的な値引き強制等が行われないよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していく必要があり、円滑かつ適正な転嫁を確保するための独占禁止法及び下請法の特例に関する法制上の措置の具体化を含め、強力な実効性のある転嫁対策を実現するとされた。

要 望 事 項	政府税制改正大綱の結果
<p>3 . 高速道路等通行料金の大幅な引下げ</p> <p>4 . 北海道・沖縄～本州間のフェリー等利用に対する補助・助成の創設</p> <p>5 . 石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」について還付措置の適用</p> <p>6 . トラック協会が運営する地域防災・災害対策関連施設について、固定資産税の非課税措置の適用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末で高速道路の割引財源が切れることから、今後の料金制度のあり方等について、国土幹線道路部会（第1回：平成24年11月20日、第2回：平成24年12月12日、第3回：平成25年1月28日）において検討をすすめており、平成24年度内を目処にとりまとめる予定とされている。 ・全日本トラック協会としては、終日基本料金の半額化、及び大口多頻度割引の拡充と、現行割引以上を求めている。 ・平成24年度補正予算、平成25年度本予算案には計上されていない。 ・石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乘せされる税率についての免税・還付措置については、平成26年3月31日まで法制化されており、トラック業界は平成25年度は適用されない。平成26年度税制改正において引き続き要望を行っていく。 ・要望を受け入れられなかった。
<p>「一般要望事項」</p> <p>1 . ディーゼル車排ガス対策優遇措置</p> <p>(1) 軽油混合のBDF(バイオディーゼル燃料)の非課税措置</p> <p>(2) NOX・PM低減装置装着車に対するグリーン税制における自動車税重課の適用除外</p> <p>2 . その他の自動車関係諸税の軽減</p> <p>(1) ガソリン税と消費税のタックスオンタックスの解消</p> <p>(2) 被けん引車の自動車税の軽減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の税制改正の議論においては車体課税が主となり、燃料課税については代替財源の問題等非常に難しい状況であり、要望は受け入れられなかった。 ・要望を受け入れられなかった。 ・要望を受け入れられなかった。 ・要望を受け入れられなかった。

要 望 事 項	政府税制改正大綱の結果
<p>3 . 事業基盤強化税制</p> <p>(1) 中小企業後継者の円滑な事業承継を支援するための特例措置（相続税率の引下げ、相続税の基礎控除枠の拡充、相続税納税猶予特例の拡充等）の強化</p>	<p>非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度（いわゆる事業承継税制）について、利用者の増大を図るため、平成27年1月1日以降の相続・贈与において下記のとおり見直されることとなった。</p> <p>適用要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者は先代経営者の親族であることが要件となっていたが、これを撤廃し親族外にも拡大された。 ・先代経営者の役員退任要件（贈与税）について、代表権を有していなければ、役員にとどまってもよいこととされた。 <p>取消事由の緩和・負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員である贈与者が認定会社から給与の支給等を受けた場合でも、納税猶予の取消事由に該当しないこととなった。 ・申告後5年間雇用の8割を維持する雇用確保要件について、5年間の平均で8割以上確保すればよいこととされた。 ・認定会社に民事再生計画の認可決定等があった場合、猶予税額を再計算する特例が創設された。 ・先代経営者の債務、葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合は、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとし、現行よりも納税猶予税額が大きくなることとなった。 ・雇用確保要件により認定取消しとなり猶予額を納付しなければならない時は、延納または物納の選択を可能とした。 <p>手続きの簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株券不発行会社は、一定の要件を満たしていれば株券を発行しなくても納税猶予の適用が認められることとなった。 ・相続税等の申告書、継続届出書等の添付書類が削減された。 ・猶予期間における利子税が引き下げられた（2.1% → 0.9%）。また、納税猶予期間が5年を超える場合はその間（5年間）の利子税が免除されることとなった。